

令和7年8月19日

安 曇 野 市 教 育 委 員 会

令和7年8月定例会

会 議 議 案

安曇野市教育委員会

議案第 1 号	教育部 学校教育課
令和 7 年 8 月 19 日提出	(課長)上條貴芳 (担当)高橋満

タイトル	令和 6 年度事業に係る教育事務の点検評価について
決定を要する事項の内容	令和 6 年度事業に係る教育事務の点検評価の内容の承認
要旨	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条に基づき、令和 6 年度事業の点検評価を実施した。これを別冊のとおりまとめたので、承認を求めるもの。
説明	1 概要 地方教育行政の組織及び運営に関する法律は、教育事務について、毎年、管理及び執行の状況の点検・評価を実施し、議会の報告した上で公表する旨を定めており（第 26 条第 1 項）、この点検・評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用することとしている（同条第 2 項）。令和 6 年度事業の点検・評価について、別冊のとおりとりまとめたもの。 2 今後の予定 令和 7 年 8 月 19 日 教育委員会定例会による点検・評価 9 月中旬 市議会にて配布 (以 上)

議案第2号は、自治体の実施機関等の内部における審議、検討又は協議に関する情報で、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれる おそれのある案件の双方に該当するため、非公開とします(安曇野市情報公開条例第5条第1項第5号)

議案第3号	教育部 文化課
令和7年8月19日提出	(課長)三澤新弥 (担当)堀久士

件名	安曇野市文化財保存活用地域計画案について
決定を要する事項の内容	標記計画案の承認及び文化庁に対する認定申請の可否
要旨	パブリックコメントの意見等を反映させ、標記計画案をとりまとめたので、文化庁へ認定のために提出するもの。
説明	1 計画の目的、位置づけ 少子高齢化、ライフスタイルの多様化等により、後世への継承が危ぶまれる指定等文化財や地域に大切に伝えられてきた「地域の宝物」について、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第183条の3に基づき、次世代へ確実に継承していくためのマスタープランかつアクションプランとして策定するもの。認定は令和7年12月の予定。 2 経過 令和5年6月 部長会議、議会等にて策定方針説明 令和6年6月～12月 アンケート、ワークショップの実施 令和7年6月27日～7月27日までパブリックコメント実施 ・計4人から10件の意見（結果とそれを反映させた案は別冊資料） 令和5年10月～ 策定協議会計6回、庁内プロジェクト会議計4回、文化庁との協議計4回（視察等含む。）開催 3 策定のポイント （1）指定等文化財だけでなく、地域で大切に継承されてきた未指定の文化財も計画の対象。 （2）文化財を保護するだけでなく、観光振興、まちづくり部局とも連携しながら文化財の活用について計画に盛り込む。 （3）具体的施策（＝措置）は計50とし、より市民にわかり易くイメージし易いよう関連文化財群7つを設定。 4 今後の予定

	令和7年8月 第7回策定協議会、定例教育委員会、文化財保護 審議会開催、文化庁へ計画案の認定申請 令和7年12月 文化庁による認定
--	---

議案第4号は、個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもので、個人情報の保護に該当する案件、及び自治体の実施機関等の内部における審議、検討又は協議に関する情報で、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれる おそれのある案件の双方に該当するため、非公開とします（安曇野市情報公開条例第5条第1項第2号・第5号）

議案第 5 号	教育部 こども園幼稚園課
令和 7 年 8 月 19 日提出	(課長) 佐々木真貴(担当) 有賀亮太

件名	安曇野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
決定を要する事項の内容	条例改正に関する意見
要旨	条例の一部改正について意見を求めるもの。
説明	1 改正概要 「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、「保育内容支援」の連携施設確保及び「代替保育」の連携施設確保の規定、連携施設に関する経過措置を改めるもの。市が認可する家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業が対象となる。 2 改正内容 別紙のとおり 3 施行期日 公布の日 (以 上)

○安曇野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年安曇野市条例第36号）

改正後	改正前
目次 第1章～第4章（略） 第5章 事業所内保育事業 第1節 通則（第42条） 第2節 保育所型事業所内保育事業（第43条—第46条） 第3節（略） 第6章 雑則（第49条・第50条）	目次 第1章～第4章（略） 第5章 事業所内保育事業 第1節 通則（第42条・第43条） 第2節 保育所型事業所内保育事業（第44条—第46条） 第3節（略） 第6章 雑則（第49条）
（最低基準の目的） 第3条 最低基準は、家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児（満3歳に満たない者に限り、法第6条の3第9項第2号、第10項第2号、第11項第2号又は第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、当該児童を含む。以下同じ。）（以下「利用乳幼児」という。）が明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。	（最低基準の目的） 第3条 最低基準は、家庭的保育事業等を利用している乳幼児（以下「利用乳幼児」という。）が明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。
（保育所等との連携） 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。	（保育所等との連携） 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、地理的条件下により連携施設の確保が著しく困難であると教育委員会が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

改正後	改正前
(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援<u>（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。</u> (2) 必要に応じ、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。 (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。	(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援<u>を行うこと。</u> (2) 必要に応じ、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。 (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。
2 <u>教育委員会は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</u> (1) <u>家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。</u> (2) <u>次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。</u> ア <u>家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> イ <u>保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> 3 <u>前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。</u> 4 教育委員会は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、<u>次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u> (1) <u>家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと教育委員会が認めること。</u> ア <u>家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> イ <u>代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u>	2 教育委員会は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の<u>全てを満たすと認める</u>ときは、<u>前項第2号の規定を適用しないことができる。</u> (1) <u>家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u>

改正後	改正前
(2) <u>教育委員会が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもおお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u> 5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとのをいう。 (1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>小規模保育事業A型事業者等</u> (2) (略) 6 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。 (1) <u>教育委員会が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き継ぎ必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</u> (2) <u>家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。</u> 7 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、教育委員会が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。 (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。） (2) <u>法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの</u> (衛生管理等) 第14条（略）	(2) <u>次項の連携協力をを行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするために措置が講じられていること。</u> 3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者として適切に確保しなければならない。 (1) <u>当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u> (2) (略) (衛生管理等) 第14条（略）

改正後	改正前
2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。 3・4 (略) 5 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。 (食事) 第15条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供する場合は、<u>家庭的保育事業所等内</u>で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。 2～5 (略) (食事の提供の特例) 第16条 次に掲げる要件の全てを満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し、当該家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、<u>当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等内で行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</u> (1)～(5) (略) 2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。 (1) 連携施設 (2) 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等 (3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、	2 家庭的保育事業者等は、<u>当該家庭的保育事業所等</u>において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。 3・4 (略) 5 居宅訪問型保育事業者は、<u>当該居宅訪問型事業所</u>の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。 (食事) 第15条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供する場合は、<u>当該家庭的保育事業所内</u>で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。 2～5 (略) (食事の提供の特例) 第16条 次に掲げる要件の全てを満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し、当該家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業所等内で行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1)～(5) (略) 2 搬入施設は、次に掲げるいずれかの施設とする。 (1) 連携施設 (2) 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等 (3) <u>学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場（家庭的保育事業者等の地理的条件により前2号に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると教育委員会が認める地域において家庭的保育事業等を行う場合に限る。）</u> (4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、

改正後	改正前
当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができ、必要として教育委員会が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第3項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。） （利用乳幼児及び職員）の健康診断） 第17条（略） 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合において、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当することができ、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。 3・4（略） （職員） 第23条（略） 2 家庭的保育者は、教育委員会が行う研修（教育委員会が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると教育委員会が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1)・(2)（略） 3（略） （小規模保育事業の区分） 第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。 （設備の基準） 第28条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。	当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができ、必要として教育委員会が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第3項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。） （利用乳幼児及び職員）の健康診断） 第17条（略） 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断が行われた場合において、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。 3・4（略） （職員） 第23条（略） 2 家庭的保育者は、教育委員会が行う研修（教育委員会が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると教育委員会が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1)・(2)（略） 3（略） （小規模保育事業の区分） 第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。 （設備の基準） 第28条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

改正後	改正前
(1)～(3) (略) (4) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号並びに第33条第4号及び第5号において同じ。））、調理設備及び便所を設けること。 (5) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、<u>屋外遊戯場の面積は、同号の</u>幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。 (6) (略) (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、<u>次に掲げる要件の全て</u>に該当するものであること。 ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。 イ 保育室等が設けられている別表第1の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。 ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその1に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。 エ 小規模保育事業所A型の調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と小規模保育事業所A型の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。 (ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること。 (イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。 オ 小規模保育事業所A型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。 カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防	(1)～(3) (略) (4) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号並びに第33条第4号及び第5号において同じ。））、調理設備及び便所を設けること。 (5) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、<u>屋外遊戯場の面積は、前号の</u>幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。 (6) (略) (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、<u>次のアからクまでの要件</u>に該当するものであること。 ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。 イ 保育室等が設けられている別表第1の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。 ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその1に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。 エ 小規模保育事業所A型の調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と小規模保育事業所A型の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。 (ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること。 (イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。 オ 小規模保育事業所A型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。 カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防

改正後	改正前
止する設備が設けられていること。 キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。 ク 小規模保育事業所A型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。 (設備の基準) 第33条 小規模保育事業C型を行う事業所（以下「小規模保育事業所C型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略) (4) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。 (5) 保育室又は遊戯室の面積は、<u>前号</u>の幼児1人につき3.3平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、<u>同号</u>の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。 (6)・(7) (略) (居宅訪問型保育事業) 第37条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。 (1) (略) (2) 子ども・子育て支援法第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育 (3)・(4) (略) (設備及び備品) 第38条 居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の<u>実施</u>に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 (居宅訪問型保育連携施設) 第40条 居宅訪問型保育事業者は、第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う	止する設備が設けられていること。 キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。 ク 小規模保育事業所A型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。 (設備の基準) 第33条 小規模保育事業C型を行う事業所（以下「小規模保育事業所C型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略) (4) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。 (5) 保育室又は遊戯室の面積は、<u>満2歳以上</u>の幼児1人につき3.3平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、<u>前号</u>の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。 (6)・(7) (略) (居宅訪問型保育事業) 第37条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。 (1) (略) (2) 子ども・子育て支援法 <u>(平成24年法律第65号)</u> 第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育 (3)・(4) (略) <u>(5) 地理的条件により居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると教育委員会が認める地域において行う保育</u> (設備及び備品) 第38条 居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の<u>提供</u>に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 (居宅訪問型保育連携施設) 第40条 居宅訪問型保育事業者は、第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う

改正後	改正前
場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切で専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の教育委員会の指定する施設（この条において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 第2節 保育所型事業所内保育事業 （設備の基準） 第43条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。以下この条、第45条及び第46条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。 (1)～(4) （略） (5) 満2歳以上の幼児（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものを受け入れる場合にあっては、当該児童を含む。以下この章において同じ。）を入所させる保育所型事業所内保育事業所に、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所型事業所内保育事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）、調理室及び便所を設けること。 (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。 (7) （略） (8) 保育室等を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。 ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。 イ 保育室等が設けられている別表第1の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。 ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその1に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられているこ	場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切で専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の教育委員会の指定する施設（この条において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、地理的条件により居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると教育委員会が認める地域において居宅訪問型保育事業を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。 （設備の基準） 第43条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。以下この条、第45条及び第46条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。 (1)～(4) （略） (5) 満2歳以上の幼児（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものを受け入れる場合にあっては、当該児童を含む。以下この章において同じ。）を入所させる保育所型事業所内保育事業所に、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所型事業所内保育事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）、調理室及び便所を設けること。 (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。 (7) （略） (8) 保育室等を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。 ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。 イ 保育室等が設けられている別表第1の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。 ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその1に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられているこ

改正後	改正前
と。 エ 保育所型事業所内保育事業所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と保育所型事業所内保育事業所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。 (ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。 (イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。 オ 保育所型事業所内保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。 カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。 キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関に火災を通報する設備が設けられていること。 ク 保育所型事業所内保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。 (連携施設に関する特例) 第45条 (略) 2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、教育委員会が適当と認めるもの（附則第4項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第6条第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。 (電磁的記録) 第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙	と。 エ 保育所型事業所内保育事業所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と保育所型事業所内保育事業所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。 (ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。 (イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。 オ 保育所型事業所内保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。 カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。 キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関に火災を通報する設備が設けられていること。 ク 保育所型事業所内保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。 第2節 保育所型事業所内保育事業 (連携施設に関する特例) 第45条 (略)

改正後	改正前
その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。 (委任) 第50条 (略) 附 則 1～3 (略) (連携施設に関する経過措置) 4 家庭的保育事業者等（<u>特例保育所型事業所内保育事業者を除く。</u>）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他必要な適切な支援を行うことができると教育委員会が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。 5～10 (略)	(委任) 第49条 (略) 附 則 1～3 (略) (連携施設に関する経過措置) 4 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他必要な適切な支援を行うことができると教育委員会が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。 5～10 (略)

議案第 6 号	教育部 こども園幼稚園課
令和 7 年 8 月 19 日提出	(課長) 佐々木真貴(担当) 有賀亮太

件名	安曇野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
決定を要する事項の内容	条例改正に関する意見
要旨	条例の一部改正について意見を求めるもの
説明	1 改正概要 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の一部改正に伴い、「保育内容支援」の連携施設確保及び「代替保育」の連携施設確保の規定、連携施設に関する経過措置を改めるもの。市が認可する家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業が対象となる。 2 改正内容 別紙のとおり 3 施行期日 公布の日 (以 上)

○安曇野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年安曇野市条例第37号）

改正後	改正前
(利用定員) 第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項に規定する確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（安曇野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年安曇野市条例第36号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。<u>第42条第3項</u>において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第31条第1項に規定する小規模保育事業B型をいう。<u>第42条第3項</u>において同じ。）にあっては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。）にあっては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。 2 （略） (特定教育・保育施設等との連携) 第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から<u>第7項</u>までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援<u>（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。</u> (2) 必要に応じ、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。 (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び<u>第6項第1号</u>において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、	(利用定員) 第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項に規定する確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（安曇野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年安曇野市条例第36号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。<u>第42条第3項第1号</u>において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第31条第1項に規定する小規模保育事業B型をいう。<u>第42条第3項第1号</u>において同じ。）にあっては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。）にあっては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。 2 （略） (特定教育・保育施設等との連携) 第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から<u>第5項</u>までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援<u>を行うこと。</u> (2) 必要に応じ、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。 (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保

改正後	改正前
当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。 2 <u>教育委員会は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</u> (1) <u>特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力を適切に確保すること。</u> (2) <u>次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。</u> ア <u>特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> イ <u>保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> 3 <u>前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものという。</u> 4 <u>教育委員会は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u> (1) <u>特定地域型保育事業者が代替保育連携協力を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと教育委員会が認めること。</u> ア <u>特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> イ <u>代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> (2) <u>教育委員会が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u> 5 <u>前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとのいう。</u> (1) <u>特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等</u>	育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。 2 <u>教育委員会は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u> (1) <u>特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> (2) <u>前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> 3 <u>前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u> (1) <u>当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育</u>

改正後	改正前
(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者 <u>6</u> 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。 (1) 教育委員会が、児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。 (2) (略) <u>7</u> 前項（<u>第2号に係る部分に限る。</u>）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、教育委員会が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。 (1)・(2) (略) <u>8</u> (略) <u>9</u> (略) <u>10</u> (略) <u>11</u> (略) 附 則 1～4 (略) (連携施設に関する経過措置) 5 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要で適切な支援を行うことができると教育委員会が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>15年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。	<u>事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u> (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者 <u>4</u> 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。 (1) 教育委員会が、児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。 (2) (略) <u>5</u> 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、教育委員会が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。 (1)・(2) (略) <u>6</u> (略) <u>7</u> (略) <u>8</u> (略) <u>9</u> (略) 附 則 1～4 (略) (連携施設に関する経過措置) 5 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要で適切な支援を行うことができると教育委員会が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

議案第 7 号	教育部 こども園幼稚園課
令和 7 年 8 月 19 日提出	(課長) 佐々木真貴(担当) 有賀亮太

件名	安曇野市立幼稚園管理規則の一部改正について
決定を要する事項の内容	規則改正の可否
要旨	標記規則の一部を改正するもの
説明	1 改正概要 様式について、業務の効率化のため、安曇野市認定こども園条例施行規則に定められている様式と統一するもの。 2 改正内容 別紙のとおり 3 施行期日 令和 7 年 10 月 1 日 (以 上)

○安曇野市立幼稚園管理規則（平成17年安曇野市教育委員会規則第16号）

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 安曇野市立幼稚園条例（平成17年安曇野市条例第227号）<u>第8条</u>の規定に基づき、安曇野市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。 (入園資格) 第2条 幼稚園に入園することができる者は、<u>次の各号のいずれにも該当する者とする。</u> (1) <u>満3歳（学年の初日の前日における年齢をいう。）から小学校就学の始期に達するまでの幼児</u> (2) <u>安曇野市内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により安曇野市の住民基本台帳に記録されている者</u> (入園の手続) 第4条 安曇野市立幼稚園条例第3条の規定により入園の許可を受けようとする者の<u>保護者は、安曇野市立認定こども園条例施行規則（令和4年安曇野市教育委員会規則第5号）第6条第1項の支給認定申請書（施設型給付費・地域型保育給付費等）・現況届書兼保育施設等利用申込書・児童台帳を安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。</u> 2 教育委員会は、<u>入園を許可するときは、入園許可書（様式第1号）</u>を交付する。 (教育課程) 第8条 幼稚園の教育課程は、次に掲げる基準に基づき、教育委員会の承認を得て園長が定める。 (1) (略) (2) 1週間の教育日数 5日 <u>(月曜日から金曜日まで)</u> (3) 1日の教育時間 6時間	(趣旨) 第1条 安曇野市立幼稚園条例（平成17年安曇野市条例第227号）<u>第7条</u>の規定に基づき、安曇野市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。 (入園資格) 第2条 幼稚園に入園することができる者は、<u>満3歳（学年の初日の前日における年齢をいう。）から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。</u> 2 <u>前項の場合において、幼児及びその保護者は、安曇野市内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民基本台帳に記録されていなければならない。</u> (入園の手続) 第4条 安曇野市立幼稚園条例第3条の規定により入園の許可を受けようとする者は、<u>入園願（様式第1号）を安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出し、許可を受けなければならない。</u> 2 教育委員会は、<u>前項の入園願により入園を許可する者について、入園許可書（様式第2号）</u>を交付する。 (教育課程) 第8条 幼稚園の教育課程は、次に掲げる基準に基づき、教育委員会の承認を得て園長が定める。 (1) (略) (2) 1週間の教育日数 5日 (3) 1日の教育時間 <u>月曜日から金曜日まで</u> 6時間

改正後	改正前
(休業日) 第10条 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第39条において準用する<u>同令</u>第61条及び学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条に定める休業日のほか、特に必要が生じたときは、<u>園長は</u>、<u>教育委員会の承認を得て臨時休業を行うことができる。</u> (休業日と授業日の振替) 第11条 (略) 2 園長は、前項の規定により<u>振替</u>をするときは、あらかじめ教育委員会に届けなければならない。 (欠席及び休園) 第12条 <u>保護者は</u>、<u>園児が</u>傷病その他やむを得ない理由により欠席しようとするときは、登園時刻までに<u>その旨</u>を園長に届けなければならない。 2 <u>保護者は</u>、<u>園児が</u>傷病その他やむを得ない理由により<u>1月</u>以上欠席しようとするときは、休園届 (<u>様式第2号</u>) を教育委員会に提出しなければならない。 (復園) 第13条 <u>保護者は</u>、<u>休園中の園児が</u>復園しようとするときは、<u>復園願 (様式第3号)</u> を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。 2 教育委員会は、復園を許可するときは、<u>復園許可書 (様式第4号)</u> を交付する。 (退園) 第14条 <u>保護者は</u>、<u>園児が</u>退園しようとするときは、<u>退園届 (様式第5号)</u> を教育委員会に提出しなければならない。 (修了証書) 第15条 園長は、幼稚園の所定の教育課程を修了した者に、教育委員会の承認を得て修了証書 (<u>様式第6号</u>) を授与する。 (<u>補則</u>)	(休業日) 第10条 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第39条において準用する<u>同施行規則</u>第61条及び学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条に定める休業日のほか、特に必要が生じたときは、<u>園長は</u>教育委員会の承認を得て臨時休業を行うことができる。 (休業日と授業日の振替) 第11条 (略) 2 園長は、前項の規定により<u>振り替え</u>をするときは、あらかじめ教育委員会に届けなければならない。 (欠席及び休園) 第12条 <u>園児が</u>、傷病その他やむを得ない理由により欠席しようとするときは、<u>保護者は</u>登園時刻までに<u>その理由</u>を園長に届けなければならない。 2 <u>園児が</u>、傷病その他やむを得ない理由により<u>1か月</u>以上欠席しようとするときは、<u>保護者は</u>休園届 (<u>様式第3号</u>) を教育委員会に提出しなければならない。 (復園) 第13条 <u>休園中の園児が</u>復園しようとするときは、<u>保護者は</u><u>復園願 (様式第4号)</u> を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。 2 教育委員会は、<u>前項の復園願により</u>復園を許可する者について、<u>復園許可書 (様式第5号)</u> を交付する。 (退園) 第14条 <u>園児が</u>退園しようとするときは、<u>保護者は</u><u>退園届 (様式第6号)</u> を教育委員会に提出しなければならない。 (修了証書) 第15条 園長は、幼稚園の所定の教育課程を修了した者に、教育委員会の承認を得て修了証書 (<u>様式第7号</u>) を授与する。

改正後	改正前
<u>第22条</u> この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。	

改正後

様式第1号 (第4条関係)

改正前

入園願

(宛先) 安曇野市教育委員会

住所 安曇野市

保護者氏名

年 月 日

下記の者を安曇野市立 幼稚園へ入園させていただきます。

記

入園希望年齢 (いづれかに○)	3歳児	4歳児	5歳児
入園希望年月日	年	月	日から
幼児氏名	ふりがな		男・女
生年月日	年	月	日
住所	安曇野市 (行政区)		
保護者氏名	ふりがな		幼児との続柄
連絡先	電話	()	

※教育委員会処理欄

幼稚園 受付年月日	幼稚園長印	教育委員会 受付年月日	許可・不許可
年 月 日		年 月 日	

入 園 許 可 書

年 月 日

様

様

年 月 日

入 園 許 可 書

安曇野市教育委員会 図

安曇野市教育委員会 図

下記園児の

幼稚園への入園を許可します。

下記幼児の

幼稚園への入園を許可します。

記

記

園児氏名	ふりがな		男・女
生年月日	年	月	日
入園年月日	年	月	日

幼 児 氏 名	ふりがな		男 ・ 女	
生 年 月 日	年	月 日		
入 園 年 月 日	年	月 日		から

休 園 届
(宛先) 安曇野市教育委員会
年 月 日
保護者氏名 印

下記のとおり休園します。

記

園児氏名	
休園期間	年 月 日 ～ 年 月 日
休園理由	

※教育委員会処理欄

幼稚園 受付年月日	幼稚園長印	教育委員会 受付年月日
年 月 日		年 月 日

休 園 届
(宛先) 安曇野市教育委員会
年 月 日
保護者氏名 印

下記のとおりに休園いたしますのでお届けします。

記

園児氏名	
休園期間	年 月 日 ～ 年 月 日
休園理由	

※教育委員会処理欄

幼稚園 受付年月日	幼稚園長印	教育委員会 受付年月日
年 月 日		年 月 日

復 園 願

年 月 日

(宛先) 安曇野市教育委員会

保護者氏名

印

年 月 日より休園していましたが、下記のとおり復園しますので、
許可してください。

記

園児氏名	
復園年月日	年 月 日
復園理由	

※教育委員会処理欄

幼稚園 受付年月日	幼稚園 受付年月日	教育委員会 受付年月日	許可・不許可
年 月 日		年 月 日	

復 園 願

年 月 日

(宛先) 安曇野市教育委員会

保護者氏名

印

年 月 日より休園していましたが、下記のとおり復園いたしますので、
承認いただきますようお願いします。

記

園児氏名	
復園年月日	年 月 日
復園理由	

※教育委員会処理欄

幼稚園 受付年月日	幼稚園長印	教育委員会 受付年月日	許可・不許可
年 月 日		年 月 日	

復 園 許 可 書

年 月 日

様

安曇野市教育委員会 印

復 園 許 可 書

年 月 日

様

安曇野市教育委員会 印

下記園児の

幼稚園への復園を許可します。

下記園児の

幼稚園への復園を許可します。

記

記

園 児 氏 名	ふりがな			男 ・ 女
生 年 月 日	年	月	日	
復 園 年 月 日	年	月	日から	

園 児 氏 名	ふりがな		男 ・ 女
生 年 月 日	年	月	日
復 園 年 月 日	年	月	日 <u>から</u>

退

園

届

年 月 日

(宛先) 安曇野市教育委員会

保護者氏名

印

退

園

届

年 月 日

(宛先) 安曇野市教育委員会

保護者氏名

印

下記のとおり退園します。

記

園児氏名	
退園年月日	年 月 日
退園理由	

記

園児氏名	
退園年月日	年 月 日
退園理由	

※教育委員会処理欄

幼稚園 受付年月日	幼稚園長印	教育委員会 受付年月日
年 月 日		年 月 日

※教育委員会処理欄

幼稚園 受付年月日	幼稚園長印	教育委員会 受付年月日
年 月 日		年 月 日

修了したことを証します。

あなたは本園の課程を

年 月 日生

氏 名

修了証書

第 号

園長 氏 名 印

長野県

安曇野市立穂高幼稚園

修了したことを証します。

あなたは本園の課程を

年 月 日生

氏 名

修了証書

第 号

園長 氏 名 印

長野県

幼稚園

議案第 8 号	教育部 各課
令和 7 年 8 月 19 日提出	

タイトル	共催・後援依頼について																	
決定を要する事項の内容	教育委員会の共催・後援依頼についての協議																	
要旨	<table><tr><td>課名</td><td>共催</td><td>後援</td></tr><tr><td>学校教育課</td><td>1 件</td><td>1 件</td></tr><tr><td>生涯学習課</td><td>1 件</td><td></td></tr><tr><td>文化課</td><td></td><td>1 件</td></tr><tr><td>子ども家庭支援課</td><td></td><td>3 件</td></tr></table>			課名	共催	後援	学校教育課	1 件	1 件	生涯学習課	1 件		文化課		1 件	子ども家庭支援課		3 件
	課名	共催	後援															
	学校教育課	1 件	1 件															
	生涯学習課	1 件																
	文化課		1 件															
	子ども家庭支援課		3 件															
(詳細 別紙)																		
○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準（平成21年教育委員会告示第9号） （定義）																		
第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。																		
(1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。																		
(2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。																		
(3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。																		
（審査基準）																		
第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。																		
(1) 国又は地方公共団体																		
(2) 学校又は学校の連合体																		
2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。																		
(1) 行事の内容が教育、学術、文化又は子どもの健全育成に寄与するものであること。																		
(2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。																		
(3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。																		
(4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。																		
(5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。																		
(6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。																		
（教育長の専決範囲）																		
第4条 教育長は、次に掲げる行事については、専決により後援の承認を行うことができる。																		
(1) 前条第1項に規定する行事																		
(2) 過去に教育委員会が承認した行事（主催者及び行事の趣旨が同一であって、講演、演奏、展示等の内容が異なるものを含む。）																		
2 前項第2号の規定にかかわらず、過去に承認を受けた行事と主催者及び趣旨が同一であっても、承認を受けようとする行事に係る講演、演奏、展示等の内容が前条第2項各号に掲げる要件を満たしているか判断し難い場合は、専決できないものとする。																		

議案第8号に係る申請書類は、個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもので、個人情報保護に該当する情報を含むため、非公開とします（安曇野市情報公開条例（平成18年安曇野市条例第5号）第5条第1項第2号）。

学校教育課

■NBS絵画コンクール「あたらしい・乗り物とわたしのまち」～リニア新時代に向けて～

主催：(株)長野放送

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R6	R5	R4	所管課意見
(株)長野放送 代表取締役社長 須垣有司	児童の情操教育や創造力・表現力の育成が目的であり、絵画ということで学校教育にも資する企画となっていると考える。長野県内の小学生を対象としており、県内すべての市町村及び教育委員会に後援を申請しており、安曇野市からも後援をいただきたい。	7月18日	令和7年7月11日(火)～令和8年3月31日(火) 応募期間は令和7年9月1日(月)から	テレビ放送番組及びCM内、オンラインなど	絵画を通して児童の情操教育や創造力・表現力の育成、公共交通への親しみを旨むことを目的とする。	長野県内小学生から「あたらしい・乗り物とわたしのまち」をテーマに絵画を募集し、優秀な作品を表彰する。	-	-	-	基準第3条第2項より可

■令和7年度 長野県中学校新人大会 中信地区大会

主催：長野県中学校体育連盟・長野県教育委員会・長野県市町村教育委員会連絡協議会

種別(共催)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R6	R5	R4	所管課意見
長野県 中学校体育連盟 谷口陽治	教育の一環として行っている部活動の練習の成果を発揮する場として、また中学生の心身の健全な発育・発達、体力の向上に貢献できることから、共催を必要とします。	7月31日	令和7年8月30日(土)～11月16日(日)	豊科南部公園テニスコート・ANCOアリーナ・堀金総合運動場・堀金総合体育館・三郷文化公園体育館・三郷文化公園体育館・豊科南中学校・豊科北中学校・三郷中学校・穂高東中学校・穂高西中学校	スポーツ活動を通して、中信地区中学生の心身の健全な発育・発達を支援するため。	バスケットボール・バレーボール等。別紙大会要項の通り。	○	○	-	基準第3条第2項より可

生涯学習課

■第14回 安曇野市囲碁・将棋大会

主催：安曇野市囲碁・将棋大会実行委員会

種別(共催)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R6	R5	R4	所管課意見
安曇野市囲碁・将棋大会実行委員会 実行委員長 峯岸芳夫	安曇野市の公民館施設を借りて大会を開催する。囲碁・将棋を通して市内住民の親睦・交流を図る。	7月29日	令和7年11月16日(日)	安曇野市明科公民館	日本の伝統文化である囲碁や将棋の良さを改めて見直し、趣味の発見・技術の向上・市民の交流と幅広い年齢層への普及を図るものです。	囲碁の部・将棋の部に分かれ試合、表彰式 参加料:1人1,000円(高校生以下500円)	○	○	○	基準第3条第2項より可

文化課

■令和7年度 安曇野高橋節郎記念美術館企画展「沈金講座作品公募展」

主催：（公財）安曇野文化財団

種別（後援）

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的（趣旨）	開催内容	R6	R5	R4	所管課意見
（公財）安曇野文化財団 代表理事 井口彰	作品の出品や鑑賞といった芸術活動の機会創出かつ 名倉市民である故・高橋節郎顕彰の機会とするため。	7月23日	令和7年9月13日（土）～12月14日（日）	安曇野高橋節郎記念美術館 メディアフォーラム、展示室	講座の作品発表や鑑賞の機会及び高橋節郎芸術への理解と漆の芸術文化の振興を目的とする。	講座で制作した力作を募り、審査の上入選作品を展示する。出品料500円	-	-	-	基準第3条第2項より可

子ども家庭支援課

■動物愛護フェスティバル2025インしおじり

主催：動物愛護フェスティバル2025インしおじり実行委員会

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R6	R5	R4	所管課意見
実行委員長山岸 喜昭	会場が中信地域であり、地元の小中学生をはじめそ のご家族に多くのご参加を いただきこのイベントが青 少年の健全育成に資すると 考えるため	7月17日	令和7年9月23日(火・祝)	塩尻総合文化センター	動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深 める事。	講演会、動物とのふれあい、動物の名札 作り、クイズラリー等	-	-	-	基準第3条第 2項より可

■サンリオ展ニッポンのカワイイ文化60年史

主催 信越放送(株)・松本市美術館・信濃毎日新聞社(株)

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R6	R5	R4	所管課意見
信越放送(株)渡辺雅 義	多くの子どもたちに来場し てもらいイベントが子ども の育む環境を充実させるた め	7月29日	令和8年1月21日(水)～3月 25日(水)	松本市美術館	サンリオ展を通して子どもたちの豊かな心をはぐくむ 情操教育に寄与する。	日本発「カワイイ」文化の軌跡をたどるサン リオ創立60周年の大博覧会	-	-	-	基準第3条第 2項より可

■第3回長野県アンダー12新人ミニバスケットボール大会

主催：(一社)長野県バスケットボール協会

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R6	R5	R4	所管課意見
(一社)長野県バスケットボール協会 夏目 敏	ミニバスケットボールを通じて青少年の体力作りと社会性の育成を図り、子どもの健全育成に寄与するため	7月31日	令和7年8月30日(土)・31日(日)	長野市営長野運動公園総合運動場総合体育館ほか	ミニバスケットボールを通じて青少年の体力作りと社会性の育成を図るとともにバスケットボールの普及発展を図る。上位チームには11月からのU12選手権大会のシード権が与えられる。	東北信、中南信の2地区でトーナメント方式。上位チームにはU12選手権大会のシード権が与えられる	-	-	-	基準第3条第2項より可

議案第 9 号	教育部 学校教育課
令和 7 年 8 月 19 日提出	(課長)上條貴芳 (担当係長)會田幸穂

タイトル	令和 7 年度 交通事故 0「ゼロ」プロジェクトについて
決定を要する事項の内容	交通事故 0「ゼロ」プロジェクトのテーマ及び内容について
要旨	安曇野市教育委員会では、令和 2 年度から子どもたちの大切な命を守るため、交通事故 0（ゼロ）を目指した重点的な取り組みを実施している。令和 7 年度のプロジェクト実施にあたり、事業内容及びテーマについて協議するもの。
説明	1 実施期間 令和 7 年 秋の全国交通安全運動(令和 7 年 9 月 21 日(日)から同 9 月 30 日(火)) に併せて、本事業は 9 月 21 日(日)から 10 月 20 日(月)までの 1 か月実施するものである。 2 テーマ (1) 青になる 横断前の 再確認 ・信号が青に変わったからといってすぐには渡らずに、車が停車したことを確認してから横断歩道を渡ります。 ・信号の無い横断歩道では、必ず手を挙げて渡ります。 (2) ヘルメット 命を守る 必需品 ・自転車に乗るすべての人がヘルメットをかぶることに努めます。 ・自転車に乗る前に、ブレーキ等の点検を行います。 (3) 見えないを 見えるに変える 反射材 ・夕暮れ時は、運転手に存在を知らせる反射材を身に着けます。 ・運転時は、早めのライト点灯を心掛けます。 ※交通事故 0「ゼロ」プロジェクトについては、別紙のとおり 3 実施内容 (1) 交通事故防止ポスターの掲示 (R6 からの継続) 安曇野市の子ども命を守る交通事故抑止のポスターを製作し、市民の目に触れる場所に掲示し注意喚起を図ります。 ・市内小中学校 17 校 ・市役所本庁舎玄関と各支所 ・市内の公立図書館等教育施設

	・安曇野警察署 (2) 市役所へ横断幕の掲出（R6からの継続） 安曇野市役所へ横断幕を掲出し、交通事故0（ゼロ）プロジェクトの取り組みをアピールします。 (3) 児童・生徒への交通安全の啓発（R6からの継続） 交通安全の知識や技術に興味を持って学んでもらうために、1人1台端末などを利用して回答する「交通安全クイズ」に取り組んでもらう。小学校低・高学年、中学校、保護者向けのクイズを作成し、親子で交通安全について考えてもらう。
--	--

案 地域ぐるみで子どもの命を守る 交通事故^{ゼロ}プロジェクト

実施期間：令和7年9月21日（日）～10月20日（月）

1 ^{あお}青になる ^{おうだんまえ}横断前の ^{さいかくにん}再確認

- ・信号が青に変わったからといってすぐには渡らずに、車が停車したことを確認してから横断歩道を渡ります。
- ・信号機のない横断歩道では、必ず手を挙げて渡ります。

2 ^{いのち}ヘルメット ^{まも}命を守る ^{ひつじゅひん}必需品

- ・自転車に乗るすべての人がヘルメットをかぶることに努めます。
- ・自転車に乗る前に、ブレーキ等の点検を行います。

3 ^み見えないを ^み見えるに ^か変える ^{はんしゃざい}反射材

- ・夕暮れ時は、運転手に存在を知らせる反射材を身につけます。
- ・運転時は、早めのライト点灯を心掛けます。

～ みんなの願い交通安全 ～

安曇野市の小中学校では、2学期が始まり1ヶ月ほどが経ちました。

暑い日が続いており、歩行者も運転者も注意力が散慢になり、登下校時における交通事故が大変心配されます。また、全国的に子どもたちが被害に遭う痛ましい交通事故があとを断ちません。

安曇野市教育委員会では、秋の全国交通安全運動に併せて、「交通事故0（ゼロ）」の取り組みを行います。学校と共に地域全体での交通安全活動にご理解とご協力をお願いいたします。

安曇野市は、児童・生徒の

「自力登下校」と「交通事故^{ゼロ}」
を目指しています。



安曇野市教育委員会 学校教育課 ☎0263-71-2460

令和7年度 長野県交通安全運動推進計画 ～スローガン～

信濃路は みんなの笑顔 つなぐ道

議案第 10 号	教育部 子ども家庭支援課
令和 7 年8月 19 日提出	(課長)山越寿彦 (担当)米山高詞

件名	安曇野市児童館条例の一部改正について
決定を要する事項	条例改正に関する意見
要旨	条例の一部改正について意見を求めるもの。
説明	1 趣旨 老朽化した児童館の整備を順次進めている。豊科中央児童館建替工事の竣工に伴い、豊科中央児童館の位置を変更するもの。 2 改正内容 表中の豊科中央児童館の位置を改める。 3 施行日 令和7年 11 月1日 (以 上)

○安曇野市児童館条例（平成17年安曇野市条例第103号）

改正後		改正前	
(名称及び位置) 第2条 児童館の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 児童館の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
安曇野市立豊科中央児童館	<u>安曇野市豊科4027番地 1</u>	安曇野市立豊科中央児童館	<u>安曇野市豊科4030番地 1</u>
(略)		(略)	

報告第 1 号	教育部 各課
令和 7 年 8 月 19 日提出	

タイトル	後援依頼の教育長専決の報告について		
報告を要する事項の内容	教育長専決に伴う報告		
要旨		課名	後援
		学校教育課	2 件
		生涯学習課	2 件
		文化課	2 件
		子ども家庭支援課	2 件
○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準（平成21年教育委員会告示第 9 号） （定義） 第 2 条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 （1） 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。 （2） 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。 （3） 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。 （審査基準） 第 3 条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。 （1） 国又は地方公共団体 （2） 学校又は学校の連合体 2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。 （1） 行事の内容が教育、学術、文化又は子どもの健全育成に寄与するものであること。 （2） 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。 （3） 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。 （4） 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。 （5） 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。 （6） 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。 （教育長の専決範囲） 第 4 条 教育長は、次に掲げる行事については、専決により後援の承認を行うことができる。 （1） 前条第 1 項に規定する行事 （2） 過去に教育委員会が承認した行事（主催者及び行事の趣旨が同一であって、講演、演奏、展示等の内容が異なるものを含む。） 2 前項第 2 号の規定にかかわらず、過去に承認を受けた行事と主催者及び趣旨が同一であっても、承認を受けようとする行事に係る講演、演奏、展示等の内容が前条第 2 項各号に掲げる要件を満たしているか判断し難い場合は、専決できないものとする。			

■専決案件（総括表）

No	行事名	主催者	開催日程	専決理由	所管
1	ロボット製作体験イベント	ヒューマンアカデミー(株)	令和7年9月6日(土)～ 令和8年3月28日(土)	過去承認	学
2	令和7年度 信州安曇野食の感謝祭	信州安曇野食の感謝祭実行委員会	令和7年11月1日(土)、2日(日)	過去承認	学
3	第23回 ハーモニック講演会	(公財)ハーモニック伊藤財団	令和7年9月12日(金)	過去承認	生
4	第78回 全日本バレーボール高等学校選手権大会中信地区予選会	中信バレーボール連盟	令和7年9月21日(日)	過去承認(R3)	生
5	フルートコンソートソノリテ定期演奏会 2025	フルートコンソートソノリテ	令和7年11月23日(日)	過去承認	文
6	第16回 あっぷるファミリーコンサート	松本マザーズアンサンブルあっぷる	令和7年12月14日(日)	過去承認	文
7	青少年育成講演会	穂高地域青少年育成連絡協議会	令和7年11月8日(土)	過去承認	子
8	第23回 子ども相撲大会	穂高神社 他	令和7年9月6日(土)	過去承認	子

学校教育課

■ ロボット製作体験イベント

主催：ヒューマンアカデミー（株）

種別（後援）

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的（趣旨）	開催内容	R6	R5	R4	所管課意見
ヒューマンアカデミー（株）平栗貴也	このイベントが理科教育の推進に資すると考えとともに、市内の小中学生やその保護者に、この活動を広く知ってもらうため。	7/30	令和7年9月6日（土） ～ 令和8年3月28日（土）	穂高公民館	ロボット製作を通して工学、理科学分野への興味を引き出します。また、これからの時代に必要となる、自ら課題を見つけて解決する力のベースを養います。	モーター、ギア、ブロックパーツを用いた動くロボット製作。	○	-	-	基準第3条第2項及び第4条第1項第2号により可
専決日：令和7年8月4日							専決の理由（過去承認）			
結果（○）										

■ 令和7年度 信州安曇野食の感謝祭

主催：信州安曇野食の感謝祭実行委員会

種別（後援）

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的（趣旨）	開催内容	R6	R5	R4	所管課意見
信州安曇野食の感謝祭実行委員会 実行委員会 高橋秀生	広域的に安曇野市をPRするイベントであり、他の公的機関と共同し実行委員会を組織し、地域経済の活性化に寄与するため。 また、地元食の魅力を生市内の小中学生に知ってもらうため。	7/31	令和7年11月1日（土）、2日（日）	穂高神社特設会場	会場内にブースを設け、安曇野のおいしい産物を再発見していただくことで、新たな安曇野ブランドを獲得すると共に安曇野ブランド力の更なる向上により、地域経済の活性化を図る。また、事業者の新たな顧客獲得につなげるために、地域資源を活用した新商品を試験的に販売する場として活用していただき、販売拡大への契機とする。	市内外の住民を誘客し会場内に様々なブースを集め楽しんでいただきます。	○	○	-	基準第3条第2項及び第4条第1項第2号により可
専決日：令和7年8月4日							専決の理由（過去承認）			
結果（○）										

生涯学習課

■ 第23回ハーモニック講演会

主催：（公財）ハーモニック伊藤財団

種別（後援）

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的（趣旨）	開催内容	R6	R5	R4	所管課意見
（公財）ハーモニック伊藤財団 代表理事 大島光一	地域貢献（各界の専門家に教育、経済、ビジネスなどのタイムリーなテーマで後援していただき、地元の皆様への感謝の気持ちを込めるとともに、生涯学習の場としても活用していただくため。）	7/16	令和7年9月12日（金） ～	ホテルブエナビスタ	地域貢献（各界の専門家に教育、経済、ビジネスなどのタイムリーなテーマで後援していただき、地元の皆様への感謝の気持ちを込めるとともに、生涯学習の場としても活用していただくため。）	講師：海洋冒険家 白石康次郎 演題：逆境からの脱却～世界一周ヨットレースへの挑戦と挫折のはざままで～	○	-	-	基準第3条第2項及び第4条第1項第2号により可
専決日：令和7年7月17日							専決の理由（過去承認）			
結果（○）										

■第78回全日本バレーボール高等学校選手権大会中信地区予選会					主催:中信バレーボール連盟			種別(後援)		
申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R6	R5	R4	所管課意見
第78回全日本バレーボール高等学校選手権大会中信地区予選会	広くバレーボール競技実践の機会を与え、技能の向上とアマチュアスポーツ精神の高揚を図り、バレーボール競技の振興を図ることを目的とする。	8/5	令和7年9月21日(日)	男子:松本美須ヶ丘高等学校体育館 女子:豊科高等学校体育館	競技を通じ技術や肉体的・精神的な向上を図るため。	男女各ブロック優勝者を長野県第一次ラウンドに推薦する。 参加者500名 参加料:5,000円(1チーム)	-	-	R3	基準第3条第2項及び第4条第1項第2号により可
専決日:令和7年8月5日			結果(○)		専決の理由(過去承認)					

文化課

■フルートコンサートソノリテ定期演奏会2025				主催：フルートコンサートソノリテ				種別(後援)			
申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R6	R5	R4	所管課意見	
フルートコンサートソノリテ 会長 小倉智映	地域の文化芸術に資するため。	7/10	令和7年11月23日 (日)	あがたの森文化会館講堂	多くの方に、フルートアンサンブルの世界を生で体験し、楽しんでいただく。	フルートアンサンブルのコンサート	○	-	-	基準第3条第2項及び第4条第1項第2号により可	
専決日:令和7年7月16日				結果(○)		専決の理由(過去承認)					

■第16回あつるファミリーコンサート				主催:松本マザーズアンサンブルあつる				種別(後援)			
申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R6	R5	R4	所管課意見	
松本マザーズアンサンブルあつる 代表 横山愛	子育て中でも、吹奏楽を楽しめる機会があることを知っていただくことにより、芸術活動の推進に資するため。	7/31	令和7年12月14日 (日)	松本市音楽文化ホール	団員の練習の成果を発表し、お子様連れのご家族も、気軽に吹奏楽を楽しんでいただくため。	子育て中の母親等による吹奏楽演奏会 入場料:無料	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条第1項第2号により可	
専決日:令和7年8月6日			結果(○)		専決の理由(過去承認)						

子ども家庭支援課

■青少年育成講演会

主催：穂高地域青少年育成連絡協議会

種別（後援）

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的（趣旨）	開催内容	R6	R5	R4	所管課意見
穂高地域青少年育成連絡協議会 会長 等々力良勝	本講演は地域の青少年の健全な成長を支援し、心身ともに健やかな青少年の育成に寄与するため	7/14	令和7年11月8日（土）	安曇野市穂高交流 学習センターみらい	穂高地域青少年育成連絡協議会では、地域の青少年の健全育成を願い、毎年講演会を実施しています。今年度は、燕山荘代表取締役赤沼氏をお招きする。講演が自然の豊かさ変化が人間を育て、その感動経験が青少年の成長に繋がるようにしたいため	講演「山小屋生活50年自然から教えられたこと」	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条第1項第2号により可
専決日：令和7年7月16日			結果（○）		専決の理由（過去承認）					

■第23回子ども相撲大会

主催：穂高神社 他

種別（後援）

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的（趣旨）	開催内容	R6	R5	R4	所管課意見
穂高神社 穂高克彦	育成会行事であり、育成会の協力を得るためまた地域の子どもたちの健全育成に寄与するものであるため	7/7	令和7年9月6日（土）	穂高神社南神苑土 俵	国技である相撲を通して、子どもたちの融和と協調性を図る	参加範囲 穂高神社氏子内の児童・出場予定者 70名程度	○	○	-	基準第3条第2項及び第4条第1項第2号により可
専決日：令和7年7月16日			結果（○）		専決の理由（過去承認）					

報告第2号

令和7年度 事業進捗状況報告（懸案事項等）

1 学校教育課

		教育指導室・学校教育担当
事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
学校保健事業関係	1 第1回ストレスチェック実施 ・8/11（月）～9/9（火）面接指導申請（高ストレスと判定された希望者が対象） 2 教職員健康推進事業 ・カウンセリングルーム実施 8/17（日）市役所 402 厚生室 3 第1回アレルギー対応委員会 8/8（金）	
就学時健診業務	1 就学時健康診断（園事前健診 視力・聴力） 7/24（木）までに終了	1 就学時健康診断（園事前健診 眼科） ・8/28（木） 穂高、穂高幼稚園 ・9/2（火） 明科南、明科北 ・9/3（水） 有明の森、有明あおぞら、北穂高 ・9/11（木） 堀金
就学援助事務	1 特別支援教育就学奨励費 ・申請案内配布、申請受付	1 特別支援教育就学奨励費 ・申請受付後の認定審査 左記以外 就学援助費の前期支払いに係る調査
GIGA スクール	1 1人1台端末更新関係 ・8/19（火）第2回共同調達WGへの参加 2 ICT教育推進委員会 ・7/30（水）ICT教育推進学校代表者会の開催 ・8/1（金）ICT研修会の開催	1 1人1台端末更新関係 ・9/22（月）第3回共同調達WGへの参加
コミュニティスクール事業	1 地域学校協働本部連絡会 ・7/31（木）穂高地域	1 地域学校協働本部連絡会 ・8/29（金）明科地域 ・9/10（水）三郷地域 2 地域教育関係者連絡会 ・9/3（水）堀金地域
学校安全支援事業	1 学校安全支援事業 ・防災アドバイザー訪問等に関する事前打ち合わせ（8/7（木）三郷中学校）	左記以外 緊急地震速報受信装置更新 ・穂高東中学校（8月下旬） 交通事故0（ゼロ）プロジェクト・9/21（日）～10/20（月） 第1回通学路交通安全部会 ・9/25（木）きぼう 多目的ホール
小規模特認校制度	1 募集事務（新小学1年生） ・就学決定手続 2 募集事務（新2年生以上） ・8/4（月）から9/3（水）まで 明北オープン DAY 受付	2 募集事務（新2年生以上） ・明北オープン DAY 9/11（木）開催

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
部活動の地域移行	1 各種会議の主催、参加等 ・ 8/8（金） 第2回地域展開コーディネーター会議	1 各種会議の主催、参加等 9/1（月）顧問会：ソフトテニス 9/19（金） 顧問会：穂高地域剣道部
不登校支援事業	1 教育施設連携促進コーディネーター ・ 民間施設等訪問件数 6件 ・ 学校との情報共有 5校 ・ 民間施設運営者や関係支援者との情報交換会 7/28（月）実施 2 教育支援センター活動状況 ・ 夏期教室 7/22（火）～8/1（金） 8/18（月）～8/20（水）実施 計15名の申し込みあり ・ ピアノコンサート 7/30（水） 約20名の子ども、保護者、支援者が参加 ・ 調理実習 8/18（月）	左記以外の予定 ・ 民間施設運営者等との情報交換会 8/25（月）
キャリア教育	1 安曇野市中学生キャリアフェスティバル ・ キャリアフェスティバル生徒実行委員会 7/23（火）に開催 キャリアフェスティバル推進の概要説明と、当日の役割分担確認	1 安曇野市中学生キャリアフェスティバルの推進 ・ 第2回事業所向け説明会（9/19（金）予定）の通知を配布予定

2 学校給食課

学校給食担当

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
給食センター総務費	1 栄養士の学校訪問（食育の推進） 2 調理講習会 7/25（金） 堀金公民館 調理実習棟 9:00～調理実習、12:00～試食 主催：NPO 法人 こどもと農がつながる給食だんだん 共催：市教育委員会、市学校栄養士会	1 通年実施
学校給食費徴収事業	1 口座振替日（定期） 第4期分：8/1（月） 2 債権管理セミナー（オンライン） 8/25（月）～26（木） 本庁舎会議室304 対象：各センター事務員	
各給食センター管理運営事業	1 施設・設備のメンテナンス等 安全・安心な給食提供に向けた日常業務 ・ 施設及び厨房設備等のメンテナンスの実施 ・ 施設及び職員の衛生管理 ・ 学校への給食配送 2 市給食センター衛生管理講習会 8/7（木） 13:00～ 豊科交流学習センター 対象：給食センター全職員	2 学期の給食提供開始日 8/21（木）：堀金 8/22（金）：北部・南部 8/25（月）：中部

3 生涯学習課

社会教育係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
中央公民館事業	1 安曇野市市民大学講座 ・第3回 8/19（火）4階大会議室 午後7時 ・第4回 9/9（火）4階大会議室 午後7時 ・第5回 9/17（水）4階大会議室 午後7時 2 二十歳の集い実行委員会 ・第2回 8/30日（土） ・第3回 9/27日（土） 3 第2回安曇野市公民館運営審議会 ・9/2（火）会議室301 午前10時 4 第2回安曇野市社会教育委員の会議 ・9/12（金）会議室301 午前10時 5 第73回長野県公民館大会 ・9/25（木）26（金）穂高会館	

豊科生涯学習係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
豊科公民館事業	1 豊科地域市民運動会第2回実行委員会 ・8/21（木）午後7時 豊科公民館 2 楽しい菊づくり講座 ・8/22（金）午前9時30分 豊科公民館 3 豊科地域市民運動会第3回実行委員会 ・8/28（木）午後7時 豊科公民館 4 やさしく楽しいリコーダー講座 ・9/10（木）午前10時 豊科公民館	

穂高生涯学習係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
穂高公民館事業	1 エアロビ教室① 全4回 ・9/10（水）午後13時30分 穂高会館 2 中房温泉自然観察会 ・9/11（木）午前7時30分 中房温泉とその周辺 3 穂高の宝② 信州サーモンを学ぶ ・9/29（月）午前8時30分 県水産試験場他	

三郷生涯学習係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
三郷公民館事業	1 長編童話朗読会 ・8/23（土）午後1時30分 三郷公民館 2 けん玉チャレンジ③ ・8/24（日）午後2時 三郷公民館 3 三郷の宝① ・8/27（水）午前10時 三郷公民館 4 三郷まなび隊②子ども陶芸教室3 ・8/30（土）午後1時 三郷公民館 5 ふれあいコンサート実行委員会 ・9/5（金）午後7時30分 三郷公民館 6 文化産業展実行委員会 ・9/12（金）午後7時30分 三郷公民館 7 ふるさと講座② 上高地 ・9/18（木）午前8時 上高地 8 芸能発表会プログラム編成会議 ・9/19（金）午後7時30分 三郷公民館	

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
堀金公民館事業	1 子育てサークル講座 常念っ子(全11回) ・④8/20(水)、⑤9/17(水) 堀金公民館 2 童謡・唱歌・心の歌をうたいましょう(全5回) ・④8/21(木)、⑤9/18(木) 堀金公民館 3 常念フェスティバル幹事会(全9回) ・⑧8/22(金)、⑨9/19(金) 堀金公民館 4 拾ヶ堰物語④拾ヶ堰めぐり ・8/27(水) 午前8時 堀金公民館 5 初心者向け 菊づくり物語(全6回) ・④8/28(木)、⑤9/11(木) 堀金公民館 6 第9回常念フェスティバル ・8/30(土) 午前8時15分 堀金多目的屋内運動場(常念ドーム)、堀金中央公園 7 堀金公民館サポート会議 ・9/1(月) 午後7時 堀金支所 8 健康づくり講座 らくらくチェアトレ教室(全12回) ・⑤9/5(金)、⑥9/19(金) 堀金公民館 9 文化祭芸能発表会実行委員会②(全4回) ・9/10(水) 午後7時 堀金公民館 10 常念フェスティバル実行委員会全体会③(全3回) ・9/19(金) 午後7時 堀金公民館 11 新堀金のお宝発見講座「ウォルター・ウェストン」 ・9/29(月) 午後7時 堀金公民館	

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
明科公民館事業	1 スマホ相談室 基礎編第3回 ・8/21(木) 午前10時 明科公民館 2 いいまちつくろうかい 明科うまいもん市 ・8/30(土) 午前9時 3 カヌー体験教室 ・9/6(土) 午前9時 龍門渚公園 4 健康麻雀教室 第3回 ・9/16(火) 午後1時 5 いいまちつくろう会 9月講演会 ・9/20(土) 午後1時30分 6 秋の歌声ひろば ・9/19(金) 午後1時30分	

4 文化課

文化振興担当

事業	現 況	今後の取り組み
芸術教育普及事業	1 熊井啓顕彰事業 ・「千利休 本覺坊遺文」上映会・奥田瑛二トークショー 開催日：9/13（土）豊科公民館ホール	
	2 安曇野 AIR2025 ワークショップ ・大竹 9/2（火） 明北小学校 ・堀田 8/4（月） 堀金中学校	
	3 京都芸術大学連携 高校生とのコラボレーション（共同制作） ・8/4（月）～8/5（火）南安曇農業高校美術部員① ・8/7（木）～8/8（金） 南安曇農業高校美術部員②	展示 9/20（土）～10/5（日） 安曇野高橋節郎記念美術館、貞享義民記念館等（予定）
	4 ミュージアム活性化事業 ・美術館博物館年間予定表 小中学生を同伴した保護者の入館料を無料とするパスポートの発行（全児童・生徒へ配布）6月利用者13人、7月利用者29人	
文化団体補助事業	1 信州安曇野薪能 ・8/23（土）午後5時30分開演 龍門湊公園	
	2 『安曇野文化』刊行 ・第56号（夏号）8/31（日）発行	
	3. ちくに生きものみらい基金充当事業 ・8/28（木）豊科北中1年 田淵行男記念館	・9/5（金）豊科東小6年 松本市四賀 化石館 ・9/10（水）穂高南小ひまわり学級 国営アルプスあづみの公園 ・9/11（木）穂高公民館 中房温泉
指定管理施設の事業	1 安曇野市美術館 ・8/30（土）リニューアルオープンセレモニー 午前9時～ ・市制施行20周年記念事業あづみ野ガラス工房40周年記念展 オープニングセレモニー 午前9時30分～（展示期間10/5（日）まで）	・9/20（土）リニューアルオープンシンポジウム（館内多目的ホール）
	2 田淵行男記念館 ・田淵行男賞関連事業 8/5（火）～11（月・祝）作品展、8/10（日）表彰式・講演会、みらい ・田淵行男写真展「山のデザイン」9/2（火）～11/24（月・祝）	
	3 安曇野高橋節郎記念美術館 ・沈金講座作品公募展 9/13（土）～12/14（日）	

博物館担当

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
豊科郷土博物館教育普及事業	1 企画展「日中戦争・太平洋戦争下の安曇野の人々」関連企画 ギャラリートーク 8/23（土）講座「安曇野の戦争遺跡を考える」8/30（土）	
貞享義民記念館教育普及事業	1 第19回楡フォトクラブ写真展 会期：7/15（火）～7/21（月） 参加者：107人 2 葵曇会書展 会期：7/26（土）～8/24（日）	1 古文書講座 期日：8/9（土）、8/23（土）
文書館施設運営管理事業	1 重要文書等収集・整理（公開資料点数） ・公文書 58,563点、地域資料 72,950点（7月末現在） （7月新規点数/公文書 142点、地域資料 684点）	

文書館教育普及事業	1 前期企画展「安曇野市誕生秘話」関連企画 講座「わたしたちの安曇野」 8/3(日) 参加者：19人	
臼井吉見文学館 管理運営事業	1 れんげ忌講演会「父石井立と筑摩書房」 講師：石井耕氏 7/11(金) 参加者：70人	
市誌編さん事業	1 市誌編さん専門民俗部会 8/19(火)	1 市誌編さん専門考古部会 9/11(木)

文化財保護係

事業(懸案事項)	特記事項	今後の取り組み
文化財保全事業	1 安曇野市文化財保存活用地域計画素案の作成	8/19(火) 第7回地域計画策定協議会 9/8(月) 文化財保護審議会

図書館係

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
全館事業	1 図書館フェスタ ・期間：9/6(土)～7(日) 2 リサイクルフェア ・中央図書館 期間：9/6(土)～9/13(土) ・豊科・三郷・堀金・明科図書館 9/6(土)～7(日)	
中央図書館	1 映画上映会「あの日、僕らは戦場で～少年兵の告白～」 ・8/8(金) みらい 午後6時～ 2 第2回ミライ部「謎解きは、閉館の後で」 ・8/23(土) みらい 午後5時45分～	
豊科図書館	1 映画上映会「ムーミン谷の惑星」 ・8/8(金) きぼう 午後1時30分～	
堀金図書館	1 映画上映会「劇場版ダーウィンが来た～日本列島生き物超伝説」より春と夏 ・8/1(金) 午後1時30分～	
明科図書館	1 映画上映会「すみっこぐらし/ツギハギ工場のふしぎなコ」 ・8/2(土) ひまわり 午前10時30分～	
三郷図書館	1 三郷図書館講座①「じゃばらおり豆本作り」 ・8/7(木) ゆりのき 午前10時30分～	

5 子ども家庭支援課

子ども子育て政策係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
小規模公園整備事業	1 対象区長等へ説明開始。了承得たところから設計・工事着手。	
三郷小児童クラブ整備事業	1 三郷小教室改修工事（R7.6.3 契約） 工期：R 7. 6. 3（火）～R 7.10.24（金）	

子育て給付係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）給付事業	1 児童扶養手当の受給世帯に対象児童 1 人当たり 1 万円/人を支給 8 月末で申請期間終了	1 要申請者分について、期限まで申請勧奨

児童青少年係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
青少年体験事業	1 青少年都市交流（夏季の交流を予定通り実施） ・福岡市東区 7/23（水）～25（金） 穂高神社、上高地奥宮ほか ・江戸川区 8/2（土）～3（日） 江戸川花火大会鑑賞ほか ・真鶴町 8/7（木）～8（金） 烏川溪谷緑地ほか	
青少年育成環境整備事業	1 青少年センター青少年委員 街頭巡回 8/19（火）市内各所	

子ども家庭相談担当〈子ども発達支援相談室〉

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
児童発達支援事業	1 遊びの教室 ・ 8 月は 4 回実施 こあら（1 歳児）穂高 8/20（水） いるか（2 歳児）穂高 8/21（木） プレいるか（2 歳児）豊科 8/6（水）、8/26（火） 2 発達相談日（親子であっぷっぷ） ・ 8 月は 3 回実施 8/6（水）、8/19（火）、8/26（火） 3 運動発達相談日（はいはいたち） ・ 8 月は 3 回実施 8/1（金）、8/22（金）、8/29（金） 4 ことばの相談日 ・ 8 月は 2 回実施 8/7（木）、8/28（木） 5 親子で遊ぼう教室 ・ 8 月は 1 回実施 8/27（水）	1 遊びの教室 ・ 9 月は 6 回の実施を予定 2 発達相談日 ・ 9 月は 5 回の実施を予定 3 運動発達相談日 ・ 9 月は 3 回の実施を予定 4 ことばの相談日 ・ 9 月は 2 回の実施を予定 5 親子で遊ぼう教室 ・ 9 月は 1 回の実施を予定

6 こども園幼稚園課

<保育幼稚園担当>

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
豊科認定こども園 大規模改修工事	1 豊科認定こども園大規模改修工事 6/27（金）～8/3/13（金） ・建具補修、遮熱フィルム張り、プール改修、照明LED化、受変電設備、幹線動力設備改修、空調機更新ほか	
価値創出プロジェクト 給食の提供・「安曇野の日」	1 価値創出プロジェクト 公立園安曇野産食材を使った給食の提供・「安曇野の日」について 地産地消を給食で提供する、価値創出プロジェクト「安曇野の日」を本年度は、公立園の10月の誕生会に併せて全園で行う。 ・10/8（水） たつみ認定こども園（予定） ・地域の食材について（パネルシアター等） ・管理栄養士の話 自分の体を考えた、食材（地産地消） ・地産地消コーディネーターのお話（安曇野市で作られている野菜の紹介） ・生産者さんの紹介 ・喫食	※10/1 は運動会が近いので、子どもたちの10月の誕生会に併せて行う。 ・教育長・教育委員の皆様も子どもたちと給食を食べていただく。詳細は後日配布。